

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)
本日をもって招集されました平成25年第1回南幌町議会臨時会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名をいたします。
7番 内田 恵子議員、8番 川幡 宗宏議員。以上ご兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は2月7日、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本臨時会は2月7日、本日1日限りと決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告はお手元に配布したとおりでございます。
これをもちまして報告済といたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成24年11月分及び12月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。
これをもちまして報告済といたします。
- 日程4 議案第1号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第1号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第6号)につきましては、この度の大雪に伴う除排雪経費の追加及び石油価格の高騰に対処し、あったか灯油支給事業に伴う経費の追加並びに財源調整として財政調整基金繰入金の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,609万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,520万6,000円とするものであります。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 内容の説明を求めます。副町長。
副町長 それでは、議案第1号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第6号)の説明を申し上げます。初めに、歳出から説明を申し上げます。9

ページをご覧いただきたいと思います。3款民生費1項1目社会福祉費、補正額300万円の追加でございます。20節扶助費で、あつたか灯油支給事業300万円の追加でございます。灯油価格が高騰していることから購入費の一部を助成するものです。概要につきましては、資料により説明を申し上げます。別途配布しております事業概要をご覧いただきたいと思います。要点のみの説明となります。2点目の対象世帯につきましては、町民税が非課税の世帯であって、次のいずれかに該当する者ということで、(1)といたしまして、70歳以上の高齢者のみの世帯、(2)といたしまして、重度心身障がい児、障がい者のいる世帯、(3)番目として、ひとり親世帯ということで、この要件につきましては、平成19年、20年にも、この灯油購入の助成をしておりますけれども、同じ要件とさせていただきます。助成金額につきましては、1世帯につき1万円でございます。周知方法につきましては、対象世帯すべてに申請書を今月末に送付する予定をしております。さらに、町広報の3月号、ホームページ等で周知をする予定をしております。受付期間につきましては、3月1日から29日までの期間としております。期間中、夜間窓口さらに休日窓口を設けて、申請漏れがないように対処をしていきたいというふうに考えております。以上が事業の概要でございます。

次に、予算書に戻らせていただきます。10ページをご覧いただきたいと思います。7款土木費2項2目道路維持費、補正額が1,309万3,000円の追加でございます。13節委託料で除排雪業務1,309万3,000円の追加でございます。この件につきましても、別途配付しております資料に基づきまして、1月末の状況を説明させていただきます。過去の実績とともに、一番右側には1月31日現在の状況を載せております。累積の降雪量につきましては、3メートル80センチということで、昨年同時期、1月31日現在が4メートル46センチということで、昨年よりは若干少ないようでございますけれども、年前から相当な雪が降っているということでございます。今回の補正につきましては、除排雪業務の借上機械料の補正となり、今後、2月、3月分を過去の実績を踏まえまして、追加するものでございます。

次に、予算書に戻らせていただきます。歳入の7ページをご覧いただきたいと思います。17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額が13万2,000円の追加でございます。1節一般寄附金で13万2,000円の追加でございます。町外より通勤をしている職員11名より、ふるさと納税として寄附をいただいたものでございます。

次ページに参ります。18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額が1,596万1,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金1,596万1,000円の追加でございます。財源調整を行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,609万3,000円を追加し、補正後の総額を47億4,520万6,000円とするものでございます。以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 菅原 文子議員。

菅原議員 あったか灯油についてお伺いしたいんですけれども、大体これで何世帯ぐらいで、幾らぐらいの見積もりになるか。それと、昨日たまたま新聞に載りました、この福祉灯油の追加助成ということで、本町でも多分、申請されているのではないかなと思うんですけれども、大体これでどれぐらいの交付金になるのか、予定がわかりましたらお願いいたします。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいまの菅原議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正予算に挙げさせていただいた補正額でございますけれども、先ほど副町長の方から説明がありましたように1世帯当たり1万円の支給ということになりますので、現時点で最大で300世帯というふうに担当としては見込んでおります。ただし、年度末ということもありまして、若干、予算不足が生じないようにということの300世帯でございますので、大体、平成20年度の実績を見ますと220世帯の方に支給させていただいておりますので、今年は250世帯ちょっとぐらいになるかというふうに読んでおります。

それと、2点目の道の補助金の関係かと思っておりますけれども、本町といたしましても補助金交付申請を要望しておりまして、今現在の道の要綱の中では、1万人未満の町ということで50万円の交付金が支給されるのではないかというふうに考えておりますけれども、新聞紙上で追加、要望、取りまとめ等があるものですから、最終的な内示額は幾らになるかというのは、ちょっと不明なんですけれども、間違いなく頂けるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 この、あったか灯油については、私も以前質問したことがありまして、19年、20年と今同じ状況で実施するということですが、近隣とか今、道内でも多くの自治体で実施するというので、その要件を見ますと、65歳以上から実施される所も今、多くあると思うんですけれども、例えば、65歳以上からというふうに実施した場合、本町の場合は何世帯ぐらいになるのか、また、その実施は困難なのか、その辺をちょっと伺います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 熊木議員の、ほかの町では65歳以上から支給しているということで、年齢の問題でございますけれども、まず、今回70歳以上の高齢者世帯のみの支給ということの要件でございますけれども、いかんせん非課税世帯というのが大前提になっておりまして、実際的に申請をしていただいた中で判定して、審査しなくてはいけないものですから、なかなかつかみ切れないんですけれども、一応、概算ではじき出したところ、70歳以上世帯で230世帯ぐらいになるのかなというふうには見込んでおります。ただし、70歳以上の、非課税を考慮しないで、そうしたら

何世帯いるんだということで機械的にはじき出したところ、大体600世帯ぐらいあるんですね。その中に当然、課税世帯の方もいらっしゃいますので、なかなかちょっと実績が出ないとちょっとわからないということで考えております。それと、65歳以上とか70歳以上、いろいろな町の考え方なんですけれども、本町といたしましては、道の交付金上では年齢制限は特にありません。ただし、医療保険等の考え方からいきますと、70歳以上になると医療の自己負担が1割に軽減だとかということも、いろいろ社会情勢上、70歳以上の方にいろいろ措置をしておこなうてはいけないということから、本町といたしましても70歳以上の世帯の方に支給すべきだという判断で実施しております。以上です。

議長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

今の説明を受けたんですけれども、65歳以上から試算すると何世帯ぐらいあるのかということ、ちょっとお聞きしました。それから、19年度、20年度は近隣に比べて、平均よりも高く算出していただいて、すごくそれによって助かった世帯が多かったと思います。それから、その時の福祉課の取り組みで、とにかく対象者に当たるようにということで、すごい努力をされて、今回もいろいろ送って、わかるようにということなんですけれども、それでも漏れる場合とかがあるかと思うんですけれども、どんな方法を、前回よりもさらに考えていらっしゃるのか、その辺を伺います。

保健福祉課長
(再答弁)

一番最初の熊木議員の質問、65歳以上の高齢者世帯数、ちょっとうちの方で把握しておりません。あくまでも70歳世帯以上ということで準備を進めておりますから、数字は押さえておりません。

それと、2点目の周知、申請をできるだけ多くの方に対する取り組みというご質問だと思いますけれども、その辺につきましては、先ほど副町長の方からありましたように、当然、広報、ホームページ等で周知をさせていただきましても、そのほかに、今回、いかにせん期間があまりにも少ない、1カ月の中ですべてやっていかなくちゃいけないということになるものですから、先ほど言いました、課税、非課税世帯を考慮しないで、すべての70歳以上の高齢者世帯にはダイレクトメールで、あったか灯油の助成事業のお知らせと併せて申請書も一緒に同封して送らせていただきたいと思いますというふうに考えております。ただし、課税世帯は当然対象になりませんので、その辺、誤解のないような文面で周知をしていきたいというふうに考えております。それと、問題、3月に転入される方、該当になる転入される方については、戸籍窓口の方に、この、あったか灯油助成事業のチラシをカウンターに置かせていただいて周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第1号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提案されましたすべての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会は、ただいまをもって閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前 9時46分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

7 番 _____

8 番 _____